

弔 意 細 則

制定 平成30年5月21日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という。）の会員に弔事があり、本会に連絡があったときの弔意の表明方法について定める。

(弔意方法)

第2条 弔意の表明は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会会員が死亡した時は、弔電又は弔文を供えるものとする。
- (2) 本会の役員が死亡したときは、弔電及び生花を供えるものとする。
- (3) 前各号に規定するもののほかは、事務局長が理事長の了解を得ながらその都度適宜対応するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会で審議し、議決して行う。

附 則

- 1 この細則は、平成30年5月21日より施行する。

(管理責任者：事務局長)